

# 専門委員会及び部会に関する規程

## 第1条 (趣旨)

本規程は、本協会の運営を円滑に行うため、専門委員会に関する事項について定める。

## 第2条 (専門委員会及び部会)

本協会には以下の専門委員会及び部会（以下「専門委員会等」という。）を置く。

- (1) 裁定委員会
- (2) 規律委員会
- (3) 法務委員会
- (4) インテグリティ委員会
- (5) 指導者養成委員会
- (6) 審判委員会
- (7) U-12 部会
- (8) U-15 部会
- (9) U-18 部会
- (10) 社会人部会（社会人連盟・全国に照合）
- (11) 3×3 委員会
- (12) T.O委員会
- (13) 競技委員会
- (14) 強化・技術委員会
- (15) ユース育成委員会
- (16) スポーツ医科学委員会
- (17) 総務委員会

## 第3条 (組織と委員)

各専門委員会等は、それぞれ委員長や部会長と若干名の委員をもって構成する。

- 2 各専門委員会等の委員長や部会長および委員は、本協会の事業に関し、知識、経験および熱意を有する者のうちから理事会の議決を得て会長が委嘱する。

## 第4条 (委員の任期)

各専門委員会等の委員長や部会長および委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選定された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 委員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまではなおその職務を行わなければならない。

## 第5条 (招集及び副委員長)

各専門委員会等は、それぞれの委員長や部会長が招集しその議長となる。

- 2 委員長や部会長は、委員会を運営し、業務を推進する。
- 3 各専門委員会等は、委員の互選により副委員長や副部会長を1名以上選任する。
- 4 副委員長や副部会長は、委員長や部会長を補佐し、委員長や部会長に事故あるときはその職務を代行する。

## 第6条 (権限と報告)

- 各専門委員会等の所管事項は、別表のとおりとする。
- 2 各専門委員会等は、所管事項に関する事業を行う。
  - 3 各専門委員会等で決定した事項や行った事業については、速やかに理事会に報告する。
  - 4 2つ以上の専門委員会等の所管事項に該当する事項については、合同委員会を開催し、または委員長や部会長間で協議したうえ、理事会に報告するものとする。

## 第7条 (理事の出席)

- 理事会は、各専門委員会等の担当理事を決定し、その担当理事は必要に応じて専門委員会や部会に出席することができる。
- 2 担当理事が各専門委員会等の委員長や部会長及び委員を兼任することができる。

## 第8条 (事務局との連携)

- 各専門委員会等は、事業の実施に関しては予め本協会事務局と密接な連絡をとり、事務の円滑な遂行を図らなければならない。
- 2 各専門委員会等は、委員会や部会を開催する場合はあらかじめ事務局に開催案内を提出し、委員会や部会開催後その結果を事務局に報告する。

## 第9条 (会計報告・謝金)

- 各専門委員会等の委員長や部会長は、本協会事務局から指定された期日までに収支報告書をデータ及び書面で提出しなければならない。
- 2 各専門委員会等は、事業年度末（毎年3月31日）までに全ての事業を終了しなくてはならない。
  - 3 各専門委員会等が事務処理を行うために必要な活動費として、年額1万円を支給する。

## 第10条 (規程の改廃)

この専門委員会及び部会に関する規程の改廃は、理事会の決議に基づきこれを行う。

附則 本規程は、令和2年4月1日より施行する

委員会及び部会	役割/所管事項
裁判委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規程等に対する違反行為（競技および競技会に関するものを除く）についての調査・審議および答申の作成</li> <li>・契約、所属および移籍に関する紛争の和解斡旋</li> <li>・規程等に関する権利・義務に関わる紛争の和解斡旋</li> <li>・団体間、選手等間、またはその両者における、団体の組織運営を含む紛争の和解斡旋</li> </ul>
規律委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競技および競技会に関連する違反行為に対する調査・審議および答申の作成</li> <li>・規律、プレイクリーンの推進に関する事項</li> </ul>
法務委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諸規程の制定または改廃に関する事項</li> <li>・契約に関する事項</li> <li>・コンプライアンスに関する事項</li> </ul>
インテグリティ委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インテグリティ（人間力、指導力、組織力を高めること）に関する事項</li> </ul>
指導者養成委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導者養成、指導に関する事項</li> <li>・資格取得監理</li> </ul>
審判委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審判員・審判インストラクター養成および技術向上に関する事項</li> <li>・審判員・審判インストラクターの県内外派遣に関する事項</li> <li>・審判員・審判インストラクターのライセンスに関する事項</li> <li>・変更規則の伝達に関する事項</li> </ul> <p>※上記全て3×3含む（障がい者団体含む）</p>
3×3委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3×3の競技会に関する事項</li> <li>・3×3の競技規則に関する事項</li> <li>・3×3の普及に関する事項</li> </ul>
TO委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・TO員の養成および技術向上に関する事項</li> <li>・TO機器監理</li> <li>・資格取得推奨、監理</li> </ul>
競技委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競技規則の運用に関する事項</li> <li>・各種器具備品監理</li> <li>・各種大会運営、リーグ戦運営</li> </ul>
強化・技術委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選手の育成、強化に関する事項（ユース育成監理）</li> <li>・強化方針に基づく技術指導指針の策定に関する事項</li> <li>・その他技術指導に関する事項</li> <li>・県選抜チームスタッフ・選手選考</li> </ul>
ユース育成委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユース育成に関する事項</li> </ul>
スポーツ医科学委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選手等の健康管理に関する事項</li> <li>・外傷・障害予防、応急処置に関する事項</li> <li>・各種大会における医事に関する事項（派遣含む）</li> <li>・県選抜代表チーム、サポート体制の構築</li> </ul>
総務委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算計画および決算に関する事項</li> <li>・企画立案</li> <li>・年間スケジュール作成、更新</li> <li>・JBAシステム総括</li> </ul>